

令和3年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月10日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例 新旧対照表	1
2	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	4
3	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表	6

1 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(指定の申出) 第3条 (略) 2 (略) 3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、前項第1号及び第2号に掲げる書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。 4 (略) (指定のために必要な手続を行う基準等) 第4条 知事は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。 (1)～(4) (略) (5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び県内の事務所（県内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。以下同じ。）において閲覧させること。 ア・イ (略) (6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。 ア (略) イ 前号アに掲げる書類（年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る。） (7)～(10) (略) 2・3 (略) (役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項の書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。 5 指定特定非営利活動法人は、第3項の書類（年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以</p>	<p>(指定の申出) 第3条 (略) 2 (略) 3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を公告する _____ とともに、前項第1号及び第2号に掲げる書類 _____ を、 当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。 4 (略) (指定のために必要な手続を行う基準等) 第4条 知事は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。 (1)～(4) (略) (5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これ _____ を主たる事務所及び県内の事務所（県内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。以下同じ。）において閲覧させること。 ア・イ (略) (6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。 ア (略) イ 前号アに掲げる書類（年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く _____ 。） (7)～(10) (略) 2・3 (略) (役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等) 第10条 (略) 2・3 (略) (新規) 4 指定特定非営利活動法人は、前項の書類（年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く _____</p>

改 正	現 行
<p>外の部分に限る。)について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。</p> <p>(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等) 第12条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 <u>指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項の書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。</u></p> <p>7 (略) (役員報酬規程等の提出) 第13条 <u>指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類のうち前条第2項第1号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>事業報告書等(当該指定特定非営利活動法人が神奈川県認証法人である場合を除く。)</u></p> <p>(2) <u>前条第2項各号に掲げる書類(同項第2号に掲げる書類については、規則で定める書類に限る。)</u></p> <p>2・3 (略) (役員報酬規程等の公開) 第14条 知事は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、役員名簿、定款等、第11条第1項の届出に係る書類又は第12条第2項各号に掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、<u>これらの書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</u></p> <p>(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等) 第20条 (略) 2 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>正当な理由がないのに、第10条第5項又は第12条第7項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(適用除外)</p>	<p>_____。)について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。</p> <p>(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等) 第12条 (略) 2～5 (略) (新規)</p> <p>6 (略) (役員報酬規程等の提出) 第13条 <u>指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類(当該指定特定非営利活動法人が神奈川県認証法人である場合にあっては、同項各号に掲げる書類)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2・3 (略) (役員報酬規程等の公開) 第14条 知事は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、役員名簿、定款等、第11条第1項の届出に係る書類又は第12条第2項各号に掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、<u>これ_____を閲覧させ、又は謄写させなければならない。</u></p> <p>(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等) 第20条 (略) 2 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>正当な理由がないのに、第10条第4項又は第12条第6項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(適用除外)</p>

改 正	現 行
<p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定により第4条第1項第6号及び第10号の規定を適用しないこととされた特定非営利活動法人が、指定又は指定の更新を受けたときは、当該特定非営利活動法人については、<u>第10条第5項及び第12条第7項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定により第4条第1項第6号及び第10号の規定を適用しないこととされた特定非営利活動法人が、指定又は指定の更新を受けたときは、当該特定非営利活動法人については、<u>第10条第4項及び第12条第6項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～52（略）	（略）	1～52（略）	（略）
<p>53 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）に基づく次の事務</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法第35条第4項ただし書の規定により、医薬品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>(6) 法第40条の5第6項の規定により、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8) 法第40条の7第1項において準用する法第10条第1項の規定により、再生医療等製品の販売業の休廃止等及び変更の届出を受理する</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄⁽³¹⁾及び⁽³²⁾に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。）</p>	<p>53 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）に基づく次の事務</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法第35条第3項ただし書の規定により、医薬品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>(6) 法第40条の5第4項の規定により、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8) 法第40条の7 _____ において準用する法第10条第1項の規定により、再生医療等製品の販売業の休廃止等及び変更の届出を受理する</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄⁽³⁰⁾及び⁽³¹⁾に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。）</p>

改 正		現 行	
<p>こと。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第69条第2項の規定により、医薬品の販売業者（<u>配置販売業者を除く。以下この項において同じ。</u>）及び再生医療等製品の販売業者に対し、必要な報告をさせ、並びに職員に薬局、店舗、事務所その他医薬品又は再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備等を検査させ、及び従業員等に質問させること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 法第70条第3項の規定により、職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること（<u>医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。</u>）。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>法第72条の2の2の規定により、医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に対して、法令遵守体制の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。</u></p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>(21) 法第76条の規定により、法第24条第2項及び法第40条の5第6項の規定による許可の更新を拒否する場合の<u>手続をとること。</u></p> <p>(22)～(32) (略)</p>		<p>こと。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第69条第2項の規定により、医薬品の販売業者_____及び再生医療等製品の販売業者に対し、必要な報告をさせ、並びに職員に薬局、店舗、事務所その他医薬品又は再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備等を検査させ、及び従業員等に質問させること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 法第70条第3項の規定により、職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること_____。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(16)～(19) (略)</p> <p>(20) 法第76条の規定により、法第24条第2項及び法第40条の5第4項の規定による許可の更新を拒否する場合の<u>手続をとること。</u></p> <p>(21)～(31) (略)</p>	
54～160 (略)	(略)	54～160 (略)	(略)

3 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる	大和市つきみ野四丁目5番地つきみ野ビレジB 2-205	平成28年1月1日から令和3年3月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人葉山まちづくり協会	三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷 1,874番	平成28年1月1日から令和3年3月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人はあとハウス	横浜市戸塚区戸塚町4,253-1サクラス戸塚1階	平成28年1月1日から令和3年3月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワーク	横浜市港南区笹下一丁目7番6号	(略)	特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワーク	横浜市港南区上太岡西一丁目12番3-204号	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人スローレーベル	横浜市神奈川区白幡南町26-2	令和3年1月1日から令和8年3月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人フードバンクひらつか	平塚市山下12番1リゾート高麗101	令和3年1月1日から令和8年3月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人葉山まちづくり協会	三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷 1,874番	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくる	大和市つきみ野四丁目5番地つきみ野ビレジB 2-205	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	(新規)		